

子ども・子育て支援新制度の概要について

子ども・子育て支援新制度の創設

国の現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
・待機児童の解消
・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援の新たな仕組みの創設

子ども・子育て関連3法公布（H24.8.22）

- ① 子ども・子育て支援法
 - ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
- ② 認定こども園法の一部を改正する法律
幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化
- ③ 関係法律整備法
児童福祉法など55の関係法律について整備

これらの法律は、一部を除き、早ければ平成27年4月施行予定

<市が取り組むこと>

◎市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

（子ども・子育て支援法第61条第1項により策定義務）

国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を策定

意見

◎地方版子ども・子育て会議の設置

（子ども・子育て支援法第77条第1項により設置努力義務）